

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年6月20日まで縦覧に供する。

平成24年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあつた年月日

平成24年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県定期借地借家権推進機構

松野 誠寛

高松市出作町383番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、定期借地借家に関する事業を行うことにより、その普及を促進し、土地の有効利用、良質な住宅の供給を通じ、住環境の整った街づくりを行い、もって多くの公益に貢献することを目的とする。